

今回扱う問題は、パレスティナ紛争を背景としている。まずは、経緯を見てみよう。パレスティナ問題一般については、以下の文献を参照されたい。

- 阿部俊哉『[パレスチナ和平交渉の歴史](#)』(みすず書房、2024 年)
- 高橋和夫『[パレスチナ問題の展開](#)』(左右社、2021 年)
- 山本健介『[聖地の紛争とエルサレム問題の諸相](#)』(晃洋書房、2020 年)
- 山崎雅弘『[中東戦争全史 \(新版\)](#)』(朝日新聞出版、2016 年)

[1922 年以來イギリスが委任統治を行っていたパレスティナ](#)につき、国連総会は、1947 年 11 月 29 日にパレスティナ分割決議を採択した (決議 181(II)。これを国連文書記号で表記すると、U.N. Doc. A/RES/181(II))。

- [総会決議検索](#)
- [決議](#) 最後の 2 頁に地図あり
- パレスティナ問題への国連の関与について→[History of the Question of Palestine](#)
- [国連文書記号の意味](#)

安保理は、1948 年 4 月 18 日に決議 46 を採択し、そのパラグラフ 1 において、アラブ・ユダヤ両勢力に停戦を要請した。続いて、同 23 日採択の決議 48 により、Truce Commission for Palestine を設置した ([国連憲章](#) 29 条)。

- [安保理決議検索](#)

総会は、5 月 14 日の決議 A/RES/186 (S-2)により、United Nations Mediator in Palestine を任命する委員会を設置した。同委員会は、[Folke Bernadotte](#) を任命した([Press Release PAL/290](#))。

- 決議文書記号の(S-2)は、憲章 20 条に基づく特別総会 (special session) の第 2 回目を意味する。特別総会関連文書は→[Special Sessions](#)

1948 年 5 月 15 日に、パレスティナにおけるイギリスの委任統治が終了し、イスラエルは独立を宣言、アラブ勢力は武力闘争を開始する (第一次中東戦争)。これを受けて、安保理は 29 日に[決議 50 \(1948\)](#)を採択 (パラグラフ 1, 6, 7 を読む)。7 月 15 日採択の[決議 54 \(1948\)](#)では、「平和に対する脅威」(国連憲章 39 条)を認定し (パラグラフ 1)、憲章 40 条に基づく措置を執り (同 2)、Bernadotte に必要な資源を提供することを事務総長に求めた (同 10)。9 月 16 日付の Bernadotte の報告 ([U.N. Doc. A/648](#))を見れば、ある程度の人員提供がなされていたことが判る (Part Two, III. The Truce Ordered by the Security Council on 15 July 1948 のパラグラフ 4)。

ところが、Bernadotte は、翌 9 月 17 日にパレスティナにおいてイスラエル兵を装う者に

殺害される ([S/1002, Press Release PAL/298](#))。イスラエル外相は直ちに遺憾の意を国連事務総長に表した([S/1005](#))。しかし、1949 年 5 月 2 日にイスラエルが国連に提出した報告書 ([S/1315](#) 冒頭の日付はこの文書が発行された日である。提出が 5 月 2 日であることは末尾を見れば判る)によれば、証拠不十分のため被疑者の特定に至らなかったとのことである。事実は未だ完全には明らかにされていないが、Yehoshua Cohen, Meshulam Markover, Yehoshua Seitler (Zeitler) という Stern (右派組織) メンバーが殺害したことはほぼ明らかになっている。この 3 名のいずれもイスラエル司法により裁かれていない。また、彼らが当時の首相 David Ben-Gurion と親しい関係にあったこと、後の首相 Yizhak Shamir が Stern の指導者であったことはよく知られている。

- 以下の NY Times の記事を参照 ([「電子リソースへのアクセスについて」](#))。
 - [“Yehoshua Cohen Dies: Linked to '48 Killing: \[Obituary\]”](#), *New York Times*, August 12, 1986, D.24.
 - [“2 Recount '48 Killing in Israel”](#), *New York Times*, September 12, 1988, A.3.

Bernadotte 殺害により生じた問題の一つに、その損害賠償を誰がイスラエルに求めるか、というものがあつた。Bernadotte はスウェーデン人だからスウェーデンが求めるのか、それとも国連職員だから国連が求めるのか、あるいはスウェーデンと国連との両方が求めることができるのか。国連が求めることができるとする場合、国家でない国連がイスラエルに対して国際法上の請求を行うことができるのはどういう理由によるのか (国連の活動はイスラエル法に服するものではなく、イスラエル法上の請求を行うことは考えがたい)。また、国連職員の受けた損害について国連が損害賠償請求をすることができるとは国連憲章に書かれていないが、その場合でも可能なのか。可能だとすれば、その理由は何か。仮に国連憲章上可能だとしても、イスラエルはその当時国連加盟国 (=国連憲章当事国) でなかったが、それでもなお国連はイスラエルに対し請求をすることができるのか。できるとすれば、その理由はどのようなものか。

このような問題を解決するため、国連総会は 1948 年 12 月 3 日に決議 258(III)を採択し、国際司法裁判所に勧告的意見を要請した (国連憲章 96 条、[国際司法裁判所規程](#) 65 条以下)。国際司法裁判所は、1949 年 4 月 11 日に[勧告的意見](#)を発表した。

講義では、国際司法裁判所が上記の様々な問にどのように答えたかを考えるために勧告的意見正文 (英語) を丁寧に読む。講義の前に、必要であれば日本語解説 (【判例国際法 (第 3 版) 30】、【国際法判例百選 (第 3 版) 38】) を手がかりとしつつ、ざっとでも良いので正文の全体に目を通しておくこと。上記リンク先の裁判所ウェブページに示される文書のうち、ページ中ほどにある [Advisory Opinion of 11 April 1949](#) の English¹をクリック

¹ 国際司法裁判所の公用語はフランス語と英語である (国際司法裁判所規程 39 条)。判決や勧

して出てくるテキストの 174-188 頁(頁上に出てくる番号)が勧告的意見である。**Individual Opinion/Dissenting Opinion** は裁判官の少数意見であり、講義では扱わない。もちろん、余裕があれば読むことを強く勧めるが。

告的意見はいずれかの言語版が正文であり、他方が翻訳である。いずれが正文であるかは主文の直後（本勧告的意見では 188 頁）に記されている。現在は **bilingual** 版をダウンロードすると先に出てくる方（冊子体では見開きの左側）が正文だが、本件勧告的意見を含む初期の判決・勧告的意見では、常設国際司法裁判所時代と同様、正文の如何に拘わらず、左がフランス語・右が英語になっている。この講義に関する限り、正文がフランス語であっても英語版を用いる。